

青森県報

第四千二百二十八号

平成二十八年
十一月二十一日
(月曜日)

目次

告 示

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……一
 漁船保険付保義務の発生……………(下北地域) ……二

公 告

特定非常利活動促進法第二十五条第五項において準用する
 同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活) ……二
 地籍調査の成果の認証……………(農村整備課) ……二
 建設業者の許可の取消し……………(東青地) ……二
 右 同……………(県八地) ……三
 右 同……………(県民局) ……三
 人事委員会……………(同) ……三

人事委員会規則一四一(委託地方公共団体の職員に係る
 管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………(職員課) ……三

労働委員会

あつせん員候補者の氏名等……………(事務局) ……四

告

示

青森県告示第七百二十五号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十八年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
三沢市鹿中一丁目四八九 尾崎 勝一	三沢区域 三沢市漁業協 同組合の地区	総トン数二トン 以上十トン未満 の漁船により行 う漁業であつて、 主として刺網漁 業
三沢市前平一丁目一四 工藤 勇		同上
三沢市鹿中一丁目五三二 佐々木 光夫		同上
三沢市大津四丁目一四〇五 坂岡 隆志		同上
三沢市三川目四丁目一四五の四三四 門上 馨		同上
三沢市鹿中三丁目一四五の四九四 河村 幸子		同上
三沢市鹿中一丁目一四五の七一 富田 由廣		同上
三沢市三川目四丁目六九の二二三 宮古 武則		同上

総トン数二トン以上十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてほつぎ貝けた網漁業

総トン数二トン以上十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかづり漁業

総トン数二トン以上十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として刺網漁業

漁業の表の法(第六百六十号)第三区域に掲げる漁業

青森県告示第七百二十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十八年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
上北郡六ヶ所村大字泊字焼山二五三の一 上北郡六ヶ所村大字泊字泊山一の一九 上北郡六ヶ所村大字泊字焼山五八〇の二	泊
松下 誠四郎 中村 幸一 辻浦 武治	

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十八年十一月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人驥北会

三 代表者の氏名

中野渡 利彦

四 主たる事務所の所在地

十和田市大字三本木字佐井幅一一五の五

五 定款に記載された目的

この法人は、心身に障害を持った人、高齢者及び悩みを持った青少年に対して、豊かな自然環境の中での動物や植物とのかかわりによって心身を充実させ、社会復帰をめざすことを支援するための事業を行い、人と人との交流及び地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

地籍調査の成果の認証

弘前市が行つた次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十八年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大字名	小字名
弘前市	石渡二丁目、石渡三丁目、石渡四丁目、浜の町北一丁目、浜の町北二丁目	

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 東和電気商会

二 氏名 今 秀男

三 主たる営業所の所在地 青森市大字矢田字下野尻六の二三

四 許可番号 青森県知事許可(般 二四)第一四八四〇号

五 取消年月日 平成二十八年十一月八日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年十月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社山田組

二 代表者の氏名 山田 幸一

三 主たる営業所の所在地 三戸郡三戸町大字川守田字寺ノ沢二の三

四 許可番号 青森県知事許可(般 二三)第一五三三三号

五 取消年月日 平成二十八年十一月四日

六 取消しに係る建設業の許可

屋根工事業、内装仕上工事業及びさく井工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年十一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社山田組

二 代表者の氏名 山田 幸一

三 主たる営業所の所在地 三戸郡三戸町大字川守田字寺ノ沢二の三

四 許可番号 青森県知事許可(特 二三)第一五三三三号

五 取消年月日 平成二十八年十一月四日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業及び造園工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年十一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

人事委員会

人事委員会規則一四 一(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十一月二十一日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則一四 一(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則一四 一(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を次のように改正する。

別表第一西目屋村の項中「課長、」を「課長、室長、」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

労 働 委 員 会

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

平成二十八年十一月二十一日

青森県労働委員会会長 大澤 一 實

氏名	職	業
大澤 一實	青森県労働委員会委員（公益委員） 弁護士	
岩谷 直子	青森県労働委員会委員（公益委員） 弁護士	
大矢 奈美	青森県労働委員会委員（公益委員） 青森公立大学経営経済学部准教授	
伊藤 佑輔	青森県労働委員会委員（公益委員） 弁護士	
細矢 浩志	青森県労働委員会委員（公益委員） 弘前大学人文社会科学部教授	
山内 裕幸	青森県労働委員会委員（労働者委員） 全日通労働組合青森支部執行委員長	
小野 武司	青森県労働委員会委員（労働者委員） 三八五労働組合中央執行委員長	
谷川 浩二	青森県労働委員会委員（労働者委員） 弘前愛成会病院労働組合執行委員長	
内村 隆志	青森県労働委員会委員（労働者委員） 日本労働組合総連合会青森県連合会会長	
野坂 聡子	青森県労働委員会委員（労働者委員） オールユニバーズユニオン副書記長	

北村真夕美	青森県労働委員会委員（使用者委員） 株式会社青森経営研究所代表取締役社長
寺下 一之	青森県労働委員会委員（使用者委員） 寺下建設株式会社代表取締役社長
藤本 和夫	青森県労働委員会委員（使用者委員） 協同組合青森総合卸センター専務理事
斎藤 悦朗	青森県労働委員会委員（使用者委員） 弘前航空電子株式会社顧問
小笠原 裕	青森県労働委員会委員（使用者委員） 一般社団法人青森県経営者協会専務理事
山内 潤一	青森県労働委員会事務局長
天内 章司	青森県労働委員会事務局次長
鈴木 孝志	青森県労働委員会事務局審査調整課副参事

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭